

第1回四條畷市交野市清掃施設組合管理及び運営のあり方に係る審議会（議事要約）

令和2年1月16日（木）・午前10時00分～午前11時30分

四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階・大会議室

出席名

委員

金谷一郎委員（会長）・永榮久仁子委員（副会長）・澤村聡子委員・西口文敏委員・西岡浩二委員

事務局

四條畷市交野市清掃施設組合：二神 和則（事務局長）・奥田 浩樹（事務局次長）
梅垣 信一（副参事）・谷辻 和彦（副参事）
太田 広治（総務課長）・木邨 信吉（総務課長代理）
四條畷市：藤岡 靖幸（総合政策部長）・山本 良弘（市民生活部長）
交野市： 良 幸浩（企画財政部長）・濱中 嘉之（環境部長）
パシフィックコンサルタンツ(株)：枝澤 圭祐・山崎 衛・道浦 貴大

オブザーバー

交野市：なし

四條畷市：なし

四條畷市交野市清掃施設組合：後藤 弘宣（管理課長）・上村 悟司（施設課長）・小西 享（総務課主任）・井上 政明（総務課主任）

1. 管理者の挨拶
2. 委嘱状の交付
3. 委員等の紹介
4. 会長・副会長の選任について
（互選により、会長を金谷委員、副会長を永榮委員とすることに決定。）
5. 管理者の諮問
※諮問書を添付
6. 審議会の運営について
（会議は公開により行うことに決定。会議結果は会議後速やかに行うことに決定。また、3月末

までに本日の審議会も含め、3回の審議会を開催することと、第2回の審議会を2月13日(木)午後2時から、第3回審議会を3月19日(木)午前10時から、いずれも場所は組合管理棟2階の大会議室で開催することに決定した。)

7. ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書について

金谷会長：次第7、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書についてですが、限られた時間の中で審議するためには、審議するポイントを絞る必要があると考えております。その審議するポイントを明確にするため、報告書の論点を整理したものがあれば事務局から提示いただきたいと思っております。

それと、私から事前に総合評価について、円滑なソフトランディングが可能とありますが、技術継承、ノウハウの継承の観点からの評価がないように思えると思っております。この点も含めまして、事前に事務局に論点整理をするようにお伝えしておりますので、そこにつきましてもよろしくお願いたします。

事務局（梅垣）：(論点①～⑤を説明)

金谷会長：まず論点①、定性評価と定量評価（VFM）の重みづけにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

澤村委員：2点質問がございます。1点目ですが、まず総合評価の表のパターンBのところを見ていただきたいのですが、例えば②安全な・安心できる・安定した・経済性に優れた施設運営の中の2つ目の見学者対応の水準というところですが、パターンBにおきまして、「行政による運営であるため、これまでと同様の対応である」ということで「○」がついて2点となっておりますが、その2つ下のVFMのところ、こちらのほうがVFM+0.94%の1億3000万円の効果が明らかに出ているのに、同じ「○」の2点となっております。こちらの重みづけの考え方を説明してほしいというのが1点目です。

また、それに関連しまして、定量評価の点数基準に関する質問ですが、今度はVFMの数値のところのパターンBとパターンDを見ていただきたいのですが、事業費総額の差が、パターンBは約139.1億円、パターンDは138.7億円と、わずかながら、0.4億円の差であるにもかかわらず、パターンBは「○」、パターンDは「◎」となっております。事業費総額における点数基準の説明をいただきたいと思っております。

事務局（梅垣）次回、資料を作成し、ご説明させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

金谷会長：澤村委員の2点の質問は事務方で次回の審議会までに資料を作るということで、お願いします。

金谷会長：ほかに、論点①に関して、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、それでは次、論点②D'のVFMの改善の可能性について、論点整理があり、事務局からご説明がありました。ご質問、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。

澤村委員：こちらにも2点質問がございまして、まずD'のほうですが、「事業者努力による経費削減は考慮しなかった」とありますが、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方検討報告書の115ページと116ページをご覧いただきたいのですが、115ページにしまして、「11.2 VFMの算出結果」という資料ですが、「①配置転換が必要となる人員の人件費を考慮しない場合、VFMが最も高くなるのはパターンDであった。またパターンD'がパターンDよりもVFMが高くなるには、点検整備費に対する削減率が約32%以上見込まれる必要があるとの結果であった」とあります。

また、116ページの資料にしましては、②配置転換が必要となる人員の人件費を考慮する場合ということで、そこから2行目の最後のほうに、「またパターンD'がパターンDよりもVFMが高くなるには、点検整備費に対する削減率が約35%以上見込まれる必要があるとの結果であった」と記載されていますが、こちらのほう、裏を返せば、点検整備費に対する削減率が約32%以上ないしは35%以上見込まれるならばパターンD'のほうパターンDよりもVFMが高くなるということだと思っておりますが、そういった場合、逆転の可能性を示唆している重要な表でありますので、もう少し115ページと116ページの資料はわかりやすい資料を作っていただければと思います。

また、ちょっと細かい話ですが、115ページにしまして、表がオレンジ色主体の上の表と、下のグリーンと黄色の表があるのですが、オレンジのほうの表の組合財政支出（実額）ということで、一番下の行、オレンジの合計（税込み）という金額欄ですが、導入パターンCとD'を見ていただきまして、導入パターンCの場合は141億6248万7429円となっております、パターンD'は143億5548万3797円となっております、すぐ下のグリーンの行の組合財政支出（実額）※税込みのところ、パターンCは上の金額と差額のある144億5810万7926円、パターンD'にしましては147億1640万685円となっております。ほかのパターンA、B、Dにしましては、こちらは金額が同じになっておりますが、パターンCとパターンD'だけ差額が出ているのですが、こちらの差額の原因を説明していただけたらと思います。以上です。

金谷会長：澤村委員の質問に関連いたしまして事業者努力による費用削減効果について私も疑問がございまして、まさしく事業者の努力は必要でございますし、その内容によりま

して VFM の効果が変わってくるというのは当然でございますが、報告書 102 ページにございますように、調査報告書を踏まえた方向性の課題ということで、下段のほうに課題の 2 ということで、売電収入の取り扱いによりまして費用削減効果と、その次の課題 3、特殊製品の供給によりまして同等品を認めるかどうか、これによりまして非常に費用削減効果が大きく変わると考えます。

売電収入につきましては、行政の収入にするのか、それともまた業者側の収入にするかによりまして事業者側の努力のインセンティブが違わないかと思えます。また、特殊製品は高額なものになりますので、同等品を認めると経費が安くなりますし、事業者のインセンティブが働くものと考えます。同等品を認めるかどうかにつきましては、行政責任も大きく変わってまいります。事業者の努力というものは売電収入と同等品に関しまして民間事業者が負う責任の範囲も大きく変わります。この段階、各々の段階の問題であります。まず行政責任としてどうしていくのかということが前提でないと業者のほうではなかなか検討が難しいのではないかと考えておりますので、この辺も含めまして行政責任をどうされようと思っておられるのか、ここもご説明をいただけたらありがたいと思えます。私からは以上です。

澤村委員：同じく金谷会長のご質問の内容に関連いたしまして、売電収入の将来の見込み額と、また民間になった場合の VFM の改善率、及び同等品を認めた場合の部品費の節減額と VFM の改善率も教えていただきたいです。こちらは大体の予測額で結構ですが、これらの改善率予測がわからないと削減率 32%以上や 35%以上という実現の可能性、本当に実現できるのかという予測もできないと思われまますので、よろしく願いいたします。

また、素人考えなので申し訳ないのですが、そもそも部品とかに関しまして同等品を使って安全性に問題はないのでしょうか。市民に不安などは与えないのでしょうかというところが疑問に思えます。もし安全性に少しでも不安があるのであれば、たとえ高額であっても純正の部品を使用すべきだと思いますし、部品代は事業費総額の検討から外されてもいいのではないかと思えます。どうしても部品代を入れるとパターン D' のところでは金額的に不利な部分が出てくると思えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

事務局（梅垣）：115 ページの金額の違いということで、先ほど 115 ページの導入パターン C における合計額とその下の緑の組合財政支出の金額、導入パターン D' における合計金額と組合財政支出における金額の差異につきまして、担当者からご説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

事務局（山崎）：まずパターン A、B、D については、オレンジ色のところと緑色のところは同額になっています。これは包括な委託は行わないケースです。運転委託を行うパター

ンで、実際に施設の運転にかかる経費をそのまま実額として事業者にお支払いするパターンが A と B と D です。

C と D´ の場合は、事業者のほうで SPC という会社を作られて、それに対して委託費を払う。委託費の中で事業者のほうでやりくりをして、いつ点検整備をするだとか、人件費のかけ方だったり、包括的に管理をして、税金も払いながら、利益配当を出資してもらった方々にしながら事業運営を行っていくケースです。

2 つ前のページの 113 ページ、シミュレーション成立のための指標を見ていただければと思います。長期包括、委託、運営委託を含むパターン C 及び D´ については、民間事業者において本事業参画のための出資が行われます。組合からの管理運営委託費から創出する利益から、出資者に対して配当が行われることとなります。この出資に対する配当の利回りが出資者にとって魅力的かどうかを表す指標として EIRR という指標があります。これは 5% 以上あれば事業者にとって魅力的な事業、出資をする価値がある事業であるという指標です。

なので、実際に施設の運転にかかる費用からこの EIRR、5% を確保するために、組合様としては上乗せをしてお支払いをして、その中でやりくりをしていただく必要があるというのがこの C と D´ のパターンで、オレンジ色のところと緑色のところで差額が出ている理由です。

金谷会長：特に EIRR という指標を 5% に設定すると。ここで分岐点に分かれるということ的前提にした資料だという説明がありました。澤村委員、よろしいですか。

澤村委員：わかりました。

事務局（梅垣）：D´ の VFM の改善の可能性について、売電収入と同等品について、さらに 115、116 ページのわかりやすい資料について、次回に資料を作成してご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

金谷会長：澤村委員の残りの質問と私からの質問に関しましては事務局のほうで次回の審議会で作成し、説明してください。

ほかに論点②に関して何かご質問はございますか。

ないようですので、では続きまして論点③、私が提唱いたしました技術継承の観点につきまして、事務局から説明をよろしく願いいたします。

事務局（梅垣）：第 3 回のあり方検討会での意見を踏まえまして、適切に技術継承を行いながらソフトランディングする方法といたしまして、短期運転、長期運転、長期包括委託の組み合わせ（複合型）としてパターン D と D´ が追加されました。その意見につきましては、第 3 回あり方検討会の議事録の要約をここに抜粋しています。この意見を踏まえまして複合型が生まれました。ただ、総合評価では、この複合型に関する

る技術評価について明確な記載がございません。例えばパターンDでありましたら、退職者数を考慮し、委託化を進めるパターンであるため、19年度からの基幹的設備改良DBO方式導入に向けて円滑なソフトランディングが可能となるというような表記をしております。D'パターンも同じパターンとしてこのような記載にしております。ここには技術継承の観点がございませんので、会長から論点③ということで、この点の評価が要るのかということでございますので、要るのではないかとということでございますので、A、B、C、D、D'の5つの導入パターンにおきまして評価をさせていただきます。

まず評価するに当たりまして、技術継承とは何かということで定義を整理させていただいております。技術継承とは、直営、これは組合の直営職員でございますが、その職員が行う研修・指導等により、後継職員へ適切な運転、維持管理に必要不可欠な技術力を継承していくことを言います。具体的に申しますと、直営の場合は、直営組合職員の研修指導による技術継承を行う。委託の場合は委託者に対しまして直営組合職員の研修指導による技術継承を行うとともに、運転管理委託業者の管理及び包括委託業者のモニタリングを通じて委託事業者の技術水準を維持するという事で、最初の研修だけでなく、その水準を常に維持するためのモニタリング等の管理が必要だということになります。

そこで、総合評価ということで、当初の総合評価の下に太枠で囲って評価を追加いたしました。評価の結果につきましては全部「◎」としておりますが、全部「◎」の理由を説明申し上げます。

まずAにつきましては、これはすべて直営ですので、直営職員による技術継承は可能。今現在のままなので、今現在は技術継承は可能ということをお前提にしています。BもCも直営なので同じように考えます。

Dというのはどういうパターンかといいますと、以下の対策による技術継承（技術水準の維持）を行いながら、円滑なソフトランディングが可能と考えております。D'においても以下の対策により円滑なソフトランディングが可能と考えております。横と並行して見ていただくとわかりやすいのですが、運転に関しては、高い技術を求める発注仕様書をまず作成する。水準を高くする。包括委託に関しては、発注仕様書ではなくて、要求水準書という書類に変わりますので、その水準を高い技術力を求める水準書の作成に努めます。

次には、技術力の高い業者を選定するために、一般競争入札ではなくて、技術力を評価するための総合評価制度を設けて、価格だけではなくて、技術力を評価するような総合評価の入札を実施いたします。

3点目が、直営職員による研修指導による技術継承です。実際、契約後の職員に対してはうちの組合職員の直営職員から研修とか個別の指導による技術継承を行います。

続きまして、直営組合職員による運転管理委託業者の管理により、委託従業員の技術水準を維持する。もう1つのほうは、モニタリングにより委託従業員の技術水準

を維持する。管理によりというのは、例えば定期的に、今現在もリサイクル施設でやっているのですが、定期的に会議を行って、その中で具体的に何かトラブルがあったら、それをどう改善しているのか、やっていることは一体どうなのかということで、月1で定例会を開催してチェックをしていく、そのような管理と、モニタリングというのは成果品が上がってきたときにどうなのかということでしっかりチェックするモニタリング体制を敷くことによって水準を維持するということになります。

ただ、問題点がございまして、技術継承する側の話です。こちら側のする側の話ですが、もしも職員採用がなければ19年度において在職する最も若い職員の年齢は42歳になってしまって、若い年齢がいなくて、継承ができないので、技術を継承する側の職員の採用というのは必要になるのか。それも伴ってこそ「◎」というのは担保できるのではないかと考えております。

雑駁でございましたが、以上、説明とさせていただきます。

永栄副会長：技術継承に関する評価を追加していただいたのは非常にわかりやすかったのですが、A、B、Cの直営に関する評価と、D、D'の評価が結局結論としては「◎」、全部同じという形になっているのですが、DとD'のお話を今聞くと、いろいろモニタリング体制の整備とか条件が整わない限りソフトランディングができないという形になっているので、これがA、B、Cと同じ「◎」にした評価の過程、それはどう説明いただけるのかなというのが疑問に思ったのですが。

事務局（梅垣）：これからこの点に注意してやるということを前提条件として「◎」ということで書かせていただきました。

永栄副会長：これを全部統一で「◎」にしてよいのかという、ちょっと感覚的に違うのではないかというのが、今初めて見たので感覚的な話なのですが。

事務局（梅垣）：永栄副会長のご質問につきましてはおっしゃるとおりでございますので、持ち帰り、整理させていただきたいと思っております。

金谷会長：私が議論を出しました論点③の技術継承について今日資料をいただきまして、報告書はもちろん報告書で出ておりますので、審議会のほうでどういう報告書をしていただくのか、事務局がどういうものを出していただくのかということは次回までに整理してください。

次に、論点の永栄副会長からございましたA、B、Cのほうの「◎」に関する論点も次回に整理してください。

それから、ただし書きの問題（職員採用が無い場合の問題）に関しましては論点④にも関わりますが、どちらかといいますと身分移管にも関わる問題もありますので、

これは四條畷市の委員でございます西口委員、交野市の委員の西岡委員から何かお考えがございましたらお出しただいたたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

西口委員：論点③の技術継承の観点にももちろん紐づいてくるかなと思っているのですが、委託化に伴う職員の配置であったり、これは身分移管というのは非常に大きな、ここに一度在籍した者の将来の期待権みたいなものを考えますと非常に大きな問題と考えています。こちらについては来年度以降、組合さんと両構成市である交野市、四條畷市の3者で具体的な検討をしていく必要がまずあるのではないかと考えております。

令和19年度以降を見据えた場合の組合職員の年齢構成ですね。先ほどありましたような年齢構成も視野に入れながら、1番目に大事な安心・安全な施設運営を可能とするような技術継承であったり、組合職員の適正な職員配置、これも今明言はできない要素にはなっておりますが、そういったもの。円滑な両市への将来を見据えた身分移管であったり、効率的な財政運営、これも非常に大事な観点でございます。そういったさまざまな観点から最終的には総合的に判断をさせていただく必要があるかなと考えております。

西岡委員：基本的には西口委員と大きな考え方は一緒だと思っております。四條畷市さんも同じだとは思いますが、採用計画というのは、交野市の場合は5カ年で改定していく形になるのですが、採用計画の中では年齢構成、年齢のバランスを市としては一番考えていかなければいけない部分になりますので、引き続きこれは検討していくべき項目かなと思います。

金谷会長：こちらの人事権に関しましては私どもの審議会の範疇を超えておりますけれども、DとD'をほかのパターンと比較するためにはただし書きの問題を論点整理しなければ、VFMも含めまして議論になると思いますので、できましたら両市と組合のほうでご議論いただきまして次回にある程度整理したものを回答していただきたいと思っております。議論するためにその辺をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

澤村委員：論点③の技術継承に戻りますが、先ほど永榮副会長の問題に続きまして、DとD'の技術継承の「◎」の欄の一番最後のカッコ書きのただし書きのところですが、こちらは「職員の採用がない場合は令和19年度において在職する最も若い職員の年齢は42歳となるため、職員の採用が必要となる」、この職員の採用が必須条件としての「◎」ということであれば、それも範疇ではないと思うのですが、この金額、採用人件費が変わればまたVFMなども変わってくるのではないかという気がするので、そのあたり、もしよければご提案いただければと思います。

金谷会長：人件費の問題も、一応比較としてはその辺の問題も議論はしておかなければいけない。どこまで出すかは事務方と各市とのご協議をいただきまして、できましたらある程度わかりやすい資料をお願いしたいと思います。

ほかに、ご質問はございませんか。

ないようですので、論点④、ただし書きについて、ご質問、ご意見はございませんか。

永榮副会長：論点④に関しては私のほうからご質問させていただいてよろしいでしょうか。

配付いただいた総合評価の表の論点④のところをご質問させていただきたいのですが、論点④の部分、ただし書きの条件に関しては口頭でご説明いただいたとおり、パターンD、D'ではいずれも円滑なソフトランディングは可能という結論が書かれていて、ただしということでカッコ書きに「令和4年度から18年度に数名ずつ配置転換が必要となる人員が生じるため、その時点で組合として必要となる事務内容や、両市の人事における採用計画も勘案して別途具体的な検討が必要となる」とあるのですが、これに関しては報告書の109ページを見ていただきたいのですが、上の表を見ますと、組合で今後予定されている退職者数をもとにして、令和4年度から18年度にかけて生じる配置転換、要するに人数というのを算出されているのですが、この表を見る限りは令和4年度からほぼ毎年配置転換が必要となるというような算出になっていまして、多い年では7名ないし8名の人員が「配置転換が必要」となるという想定をされているようなのですが、これだけの人数を配置転換ということになりますと、例えば市の職員として身分移管を伴う方法によるというような場合には、受け入れ側の四條畷市さん、交野市さん双方の受け入れ体制がそもそもできていなければこの条件自体、満たすことができない。円滑なソフトランディングができないという事態にもなりかねないという懸念があるのではないかと考えております。

もう1点ですが、現在、組合プロパーの職員の方々というのは、このクリーンセンター、ごみ処理施設の管理運営という、いわば特定の業務についておられるという形だと思うのですが、将来的に身分移管を伴う配置転換ということになりますと、これまで従事されていた業務とは全く異なる分野の業務につく可能性も想定される場所ですので、配置転換に当たっては、対象となる方の希望なども踏まえて、よりスムーズな配置転換を行う必要があるのではないかと考えますと。

そこで論点④に関してですが、委託化に伴って配置転換、それから身分移管などに関して、組合だけでなく、これは両市含めての話になると思うのですが、具体的にどのように検討される予定なのかというのをご説明いただければというのが私からの質問です。

金谷会長：先ほどの論点③にも関わりますが、両市からも総合的に検討したいという話がありました。まさしく永榮副会長からございましたように、地方公務員法28条第1項

第4号に関しまして、職制もしくは定数の改廃により過員が生じた場合という、ここに当たると思っています。この辺は慎重な取り扱いが必要だと思えます。それこそ身分移管も含めましていろいろな議論があろうかと思えますので、先ほども整理いたしましたように、両市と組合のほうで整理いただきまして、次回できましたらこの辺の考え方も含めて、先ほどの論点③に関わる、VFMにも関わる問題でございますので、また先ほど澤村委員からその人件費はどのように算定するのかということもご指摘いただきましたので、ここも含めまして整理をよろしくお願ひしたいと思えます。

事務局（奥田）：今、永榮副会長からお話があった109ページの表でございますが、これは毎年配置転換というふうに見られておっしゃられたと思うのですが、そうではなくて、令和4年度であれば1名。累計という見方をしていただければと思えます。令和4年度には実施すれば1名とか、そういう見方をしていただければ。ですので、これを全部足していくとすごい人数になりますので。今のところは令和4年度から実施したら、令和4年から6年まで3年間、管理運営委託をします。令和7年から令和11年までを長期運転委託、12年から18年までを長期委託するのか包括かというところになってくるのですが、それが令和4年度、ぴしっとできれば1人でいいですよ。5年に実施したら1人しか出ない。そういう見方をしていただきたい。常に令和4年度で1人、令和5年度で1人という形ではないということで、そこだけ見方としてそのような見方をしていただければと思っておりますので、ご報告させていただきます。

永榮副会長：累計ですか。わかりました。

金谷会長：109ページの表は単年度の表ではなくて、累積の人員だということの補足的な説明でした。よろしいですか。

最後の論点⑤でございます。DBO方式の将来的優位性について、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひします。

澤村委員：109ページの表とも関連するのですが、人員の配置転換は令和4年から18年度までということですが、15年もかかるのかということで、またスムーズに15年間で完了するのでしょうかというところですね。

もう1点は、基幹的設備改良DBOの導入による効果についてわかりやすい資料をいただけたらと思えます。例えば116ページの表を見ていただいたらと思うのですが、一時的に二重経費が発生するということでありまして、例えば、導入パターンDとD'のところの表の上から4行目、3の人件費（直営）が5億9157万16円となっておりますが、多分これが二重経費の金額だと思えますが、これに対し、どれぐらいの経済的効果と申しますか、逆転して一時的にこの5億9000万の負担があるが、それ

が効果に逆転する時点といいますか、経済効果が見込まれるのはいつからかという
ような資料もいただければと思います。例えば損益分岐点グラフのようなものがあ
れば大変見やすくありがたいと思います。

事務局（梅垣）：損益分岐点のグラフにつきましては次回用意させていただきましてご説明した
いと思います。

事務局（奥田）：1点目の人員の配置転換の完了は15年もかかるのか、ということございま
すが、これが先ほどから出ていますソフトランディングをしてやっていくにはこれ
ぐらいの期間をかけていくほうがスムーズに行けるのではないかと、15
年間かかるような形で作らせていただいているというのが現状でございます。
15年で完了するのかわかるかと、先ほどありました両市への身分
移管の問題でありますとか、年齢構成の兼ね合いもございます。それについて具体
的につきましては今後やっていくための実施計画の策定をしていく中でその辺が確
定していくのではないかと。ただ、今の計画の中では、この報告を検討した中では
一応15年間で19年度ではうまいこと行くような配置転換をしていけばスムーズに
行けるといふふうにしておりますが、実際のところにつきましてはいろいろな先ほ
どの課題もございますので、その辺も含めてやっていかなければいけないのではな
いかと考えてございます。

金谷会長：人員に関しましては先ほどの論点③、④に関わります問題もございますので、この
問題も含めて次回に整理をいただいたらよろしいと思います。これも含めまして、
澤村委員からのご指摘の2点につきまして資料なりご説明を次回の委員会でいた
だきたいと思っております。この論点⑤に関しましてほかにご質問、ご意見はございませ
んか。では、この論点、今回整理いただきました①から⑤までの論点以外に何かご質
問なりございますか。

永榮副会長：今まで出てきた論点とは直接関係ないのですが、前提問題として確認をさせてい
ただきたい点があります。報告書の概要版を見ていただいて、2の事務の共同処理
方式の整理というところに関して確認をしたいのですが、これによりますと、今現
状の一部事務組合の方式のほか、広域連合、協議会、機関等の共同設置方式、事務
の委託という方式があって、そのうち今回は従来の一部事務組合と事務の委託を検
討対象とされたというふうにあるのですが、このうち、従前の一部事務組合と共通
点が多い共同処理方式で広域連合というものがあるのですが、広域連合には一部事
務組合にはないメリットというか特性、例えば国とか都道府県から直接権限移譲を
受けられるとといったメリットもあるのですが、こういった広域連合の特性
とかメリットも検討された上で、最終的に従前の一部事務組合の方式を選択された
のかどうかをご説明いただければと思います。

事務局（奥田）：今の決定のところで言いますと、報告書の 42 ページに比較検討する運営方式、設定のところで、まず一部事務組合と事務の委託した内容を書かせてもらってございます。永榮副会長から言われました一部事務組合と広域連合、基本的にはほとんど変わらない。特徴として今おっしゃられた国とか都道府県からの直接権限移譲を受けることが可能な点というメリットの部分ですとか、規約の変更を要請することが可能な点が一部事務組合と異なる、このように書かれておるのですが、このメリットはあるのですが、ほとんどないと。今のごみ処理だけのところで行きますと、なかなか国からの権限移譲というのがなくて、今多く広域連合でされているのは福祉でありますとか、業種の関係で広域連合、国からの権限移譲を受けてやるというようなところというのが今のごみ処理ではあまり考えられないというような観点でありますとか、規約の変更の要請ということですが、一部事務組合の場合も当然両市と、構成市のほうで規約の変更等はしていただくのですが、内容的には事務的なところではやはり変更もこのようにしてほしいとかいうところも聞いていただけるような実態からすれば、あえて一部事務組合を解散して新たに広域連合をまた立ち上げるといったことは必要ないかなというようなところで、広域連合は対象から外そうということにさせていただいたところがございます。

永榮副会長：そういった検討過程を踏まえてそういう結論になったのであれば、私は結構です。

金谷会長：あり方というか、経営形態、管理形態に関しては非常に重要な議論で、永榮副会長からございましたように、42 ページにも一部事務組合、広域連合、協議会、いろいろとあり方の検討がありまして、本文の 3 行目に「広域連合を検討対象とするのは妥当でない」ということがあります。この辺は妥当ではないというのはどういうことかご質問いただいております。

今ご説明がありましたように、一部事務組合でほとんど整合性があるので、あえて広域連合ではなくて、一部事務組合のままやるというのが、今回の施設のあり方については、継続性ということも含めて重要ではないかということを考えていますというのが事務局の説明でございました。

8. その他

事務局（奥田）：次回の審議会の内容につきまして、1 つ目は、本日ご協議いただきました報告書につきまして、もう 1 度審議をしていただくという内容と、2 つ目は、そこから導き出される答申案についても審議をしていただきたいと考えてございます。

日程につきましては、2 月 13 日（木）午後 2 時から、本日同様にこの場所でございます組合の管理棟 2 階の大会議室を予定してございますので、よろしくお願い申し上げます。